

平成25年度社会福祉法人監査方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを提供する地域の中核的な担い手として、その公益性及び公共性の高さから、社会的な信頼や期待も大きく、健全かつ公正な運営が強く求められている。このことから、指導監査においては、関係法令、通知に基づき、法人の自主性を十分に尊重しつつ、法人の適正かつ自律的な経営による良質な福祉サービスの提供が確保されることを目的として実施することとする。

【監査重点着眼事項】

1 社会福祉法人に対する監査

（1）適正な理事会等の運営について

法人が事業運営するにあたり意思決定を行う理事会においては、定款に基づき要審議事項が諮られているか、理事会が適切に運営されているか、議事録が適正に記録・保存されているかを確認し、その適正化を図る。また、監事監査については、定期的に実質的な監査が行われているかを確認し、その適正化を図る。

（2）適正な会計処理の確保について

法令等に基づく適切な法人会計の管理を確保するために、会計経理事務にかかる内部牽制体制が確立されているか、また関係通知や経理規程に基づいて適正な契約及び経理事務が行われているかを確認し、その適正化を図る。

【社会福祉事業の所管課】

障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課